



# 島根県報

平成27年 7 月14日 (火)

号外 第 131 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【告 示】**

島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱の一部改正 (水 産 課) 2

**【特定調達公告】**

島根県税務総合オンラインシステム基盤の仮想サーバ構築及び保守業務に係る随  
意契約の相手方等 (税 務 課) 2

**告 示****島根県告示第525号**

島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱（平成13年島根県告示第268号）の一部を次のように改正する。

平成27年 7 月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

別表第1号資金の項中「15年」を「20年」に改め、「、木船の船体に係るものにあつては9年以内」を削り、「7年」を「、10年」に改め、「。ただし、木船の船体に係るものにあつては、2年以内とする。」を削り、同表第2号資金の項中「同項第10号」を「同号」に改め、同表第4号資金の項中「5年以内」の次に「。ただし、定置網（漁業法（昭和24年法律第267号）第6条第3項に規定する定置漁業に係るものに限る。）の取得に必要な資金にあつては、10年以内とする。」を加える。

**附 則**

- 1 この告示は、平成27年 7 月15日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱の規定は、平成27年 7 月15日以後に貸し付けられた島根県漁業近代化資金について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業近代化資金については、なお従前の例による。

**特 定 調 達 公 告**

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成27年 7 月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 物品等の名称及び数量  
島根県税務総合オンラインシステム基盤の仮想サーバ構築及び保守業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地  
島根県総務部税務課 島根県松江市殿町1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成27年 6 月18日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
島根県税務総合オンラインシステム共同企業体  
代表者 富士通株式会社山陰支社 支社長 山下 彰 島根県松江市学園南二丁目10番14号  
構成員 株式会社テクノプロジェクト 代表取締役社長 吉岡 宏 島根県松江市学園南二丁目10番14号  
構成員 富士通リース株式会社中国支店 支店長 堀江 秀三 広島県広島市中区紙屋町一丁目2番22号
- 5 随意契約に係る契約金額  
47,126,862円（消費税及び地方消費税を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号の規定による。